

平成 30 年 5 月 8 日

早島町総務課

防犯灯 L E D 化事業について

早島町では、「安全・安心なまちづくり」と「地球温暖化対策のための低炭素社会」を実現するため、町内にある全防犯灯の L E D 化を進めています。

●経過と今後の予定

- ・各自治会、町内会の防犯灯は、中国電力による所有権変更の手続きが完了し、4 月請求分からの防犯灯電気代は、役場が支払いをしています。
- ・自治会等より移管を受けた防犯灯の L E D 防犯灯への更新は、6 月から 1 2 月にかけて順次進めていく予定です。
- ・なお、昨年度町所有の防犯灯（368 灯）の L E D 防犯灯への更新が完了しています。

●看板灯（箱型灯）の取り扱いについて

- ・国の補助基準に合わせるため、通常の L E D 防犯灯へ更新します。
- ・看板として存続させる場合には、町との協議が必要です。
※協議は役場が行います

●建物、塀等に取り付けてある防犯灯について

- ・原則として、付近の電柱へ移設します。付近に電柱等がない場合には、自治会長、町内会長と相談のうえ、設置箇所を確定します。
（建物所有者の変更や建物の取り壊しなどにより、移設を求められるケースが増えているため）

●蛍光灯防犯灯が残っていた場合

- ・町への移管後、その他新設等の工事と合わせ、L E D 防犯灯へ更新します。移管の行われる時期によっては、来年度の更新となります。